

烏 川 漁 業 協 同 組 合 遊 漁 規 則
(共 第 5 号 第 五 種 共 同 漁 業 権)

(目 的)

第一条 この規則は、烏川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（イワナ、ヤマメを含む。以下同じ。）、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児が行う遊漁についてはこの限りでない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、期間1年の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、期間1日の遊漁の場合には第十二条に規定する場合を除き、期間1年の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者（第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十二条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第1項あるいは同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。

水産動物	期 間
ア ユ	6月1日から6月30日までの期間内で組合が定める日時 から12月31日まで
ヤ マ メ	3月1日から9月20日まで
サクラマス (降海した後に さく河したもの に限る。以下同 じ。)	3月1日から9月20日まで
イ ワ ナ	3月1日から9月20日まで

マ ス (ヤマメ、サクラマス、イワナを除く。以下同じ)	1月1日から12月31日まで
コ イ フ ナ ウ グ イ オ イ カ ワ ウ ナ ギ ド ジ ョ ウ	1月1日から12月31日まで

- 2 前項の組合が定める日時は組合の掲示板及び上毛新聞に掲載して公表するものとする。

(漁具、漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手 釣	1人につき1本以下
竿 釣	1人につき2本以下
投 網	1人につき1統以下
す く い 網	1人につき1統以下・網口径45cm以下

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区 域	エ 期 間
竿釣以外の漁具漁法	全 魚 種	漁場全域	第三条第1項で定める日から7月31日まで
友釣り以外の漁具漁法	ア ユ	烏川と井野川合流より上流、新梁瀬橋まで	第三条第1項で定める日から9月第1日曜日まで
投網・すくい網	全 魚 種	金井橋から上流の鮎川	1月1日から12月31日まで

- 3 前各項の制限の他、組合は漁

具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。

- 4 前項の制限は組合の掲示板及び上毛新聞に掲載して公表するものとする。

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
ウグイ産卵場（烏川・鎭川 20ヶ所）	4月1日から5月31日まで
オイカワ産卵場（烏川・鎭川 20ヶ所）	6月1日から7月31日まで
中村堰の上流50mから中村堰の下流100mの間の鎭川	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ左欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水 産 動 物	全 長
ヤマメ	15cm 以下
サクラマス	15cm 以下
イワナ	15cm 以下
マス	15cm 以下
ウグイ	8cm 以下
オイカワ	8cm 以下
ウナギ	30cm 以下

(採捕尾数の制限)

第六条の2 次の表の左欄に掲げる魚種は右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚 種	採捕尾数制限
ヤマメ サクラマス イワナ	1日20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に全魚種の場合は500円、アユを除く魚種の場合は500円を加算した額とする。期間1年の遊漁料については、75歳以上の者は遊漁料から1,000円引くものとする。

遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料 の 額
全 魚 種	徒 手 採 捕 手 釣 竿 釣	1 日	1,500 円
		1 年	5,700 円
	同 上 投 網 す く い 網	1 日	3,000 円
		1 年	7,300 円
アユ、ヤマメ、サ クラマス、イワナ を除く魚種	徒 手 採 捕 手 釣 竿 釣	1 日	500 円
		1 年	4,700 円

- 2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。ただし、遊漁料無料に係る遊漁については第二条一項のただし書きを準用する。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期 間	遊 漁 料
小 学 生	全 魚 種	徒 手 採 捕 手 釣・竿 釣 す く い 網	1 年	無 料
中 学 生	アユを除く魚種	徒 手 採 捕 手 釣・竿 釣 す く い 網	1 年	300 円

- 3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(特設釣り場)

第八条 組合は3月1日から12月31日までの期間、次の区域を特設釣り場と定め、その区域にイワナ、ヤマメ、ニジマスの濃密放流を行うものとする。なお、イワナ、ヤマメの釣り期間は3月1日から9月20日までとする。

会場砂防ダムから鮎川砂防ダムの間の鮎川

- 2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず次表の特設遊漁料を別表2の特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁 法	入 漁 時 間	区 分	料 金	現 場 加 算 金	期 間
竿 釣 (1 人につ き 1 本)	午前 7 時から 午後 5 時まで	烏川漁協が発行する期間 1 年の入漁証所有者	3,500 円	1,500 円	3/1 から 9/20 まで
			2,500 円	1,000 円	9/21 から 12/31 まで
		上記以外の者	4,000 円	2,000 円	3/1 から 9/20 まで
			3,000 円	1,500 円	9/21 から 12/31 まで

(遊漁承認証に関する事項)

第九条 組合は第二条第 1 項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の底を撈はんしてはならない。

(漁場監視員)

第十一条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

平成 26 年 2 月 19 日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第 201-5 号

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第 195 条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

別 表 1 遊漁証取扱所

NO	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	組合事務所	藤岡市下戸塚 4 9 0 - 7	0274(22)2247
2	岩本釣具店	藤岡市藤岡 1 0 4	0274(22)2755
3	紅屋釣具店	藤岡市緑町	0274(22)0719
4	ゆうわ釣具店	藤岡市藤岡 7 0 4 - 1	0274(24)3128
5	中林政好	藤岡市中 8 4 3	0274(22)4090
6	大竹勝巳	藤岡市中大塚市海道 2 1 7	0274(23)0790
7	茂原 誠	藤岡市上日野上平 2 4 5	0274(28)0592
8	福田 四郎	藤岡市上日野 1 8 2 9 - 1	0274(28)0123
9	黒沢 一章	藤岡市下日野 2 2 6 5 - 5	0274(28)0057
10	青木 基泰	藤岡市上日野 2 5 5 6	0274(28)0942
11	斉藤 進	藤岡市下日野印地 2 3 1 2	0274(28)0602
12	八木 芳次	藤岡市下日野 2 9 7 7	0274(28)0151
13	松田 駿次	高崎市下佐野 5 7 6	027(346)3897
14	矢島 輝雄	高崎市新町 7 3 2 - 2	0274(42)4430
15	武井 一	高崎市新町 2 0 4 6	0274(42)2342
16	関口 文彦	高崎市倉賀野町下正六 6 3 6 - 1	027(346)5729
17	紅雀(食堂)	高崎市倉賀野町 8 4 3 - 4	027(346)1238
18	佐藤 薫	高崎市岩鼻町 3 5 2	027(346)4194
19	アライ釣具店	高崎市上中居町 2 8 0 - 6	027(326)6599
20	菊池釣具店	高崎市上滝町 1 0 7 2 - 4	027(352)3402
21	原田 明	高崎市山名町 1 2 5 3	027(346)1716

別表 2 特設釣り場遊漁証取扱所

NO	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	野田 日出雄	藤岡市上日野 2 - 2 7	0274(28)0680
2	中野 永三郎	藤岡市上日野 3 - 3 9	0274(28)0281